横須賀石炭火力発電所行政訴訟控訴審
口頭弁論意見陳述（スライド）　（裁判外用）

深刻化している気候危機の状況
控訴人らの原告適格
被控訴人の答弁書における反論について

令和5年10月20日
控訴人代理人　弁護士　小島延夫

91, 255

95, 137

61, 672

９１，２５５　　2023年5－9月　日本での
熱中症による救急搬送者数

９５，１３７　　2018年5－9月　日本での
熱中症による救急搬送者数

６１，６７２　　2022年　ヨーロッパでの
熱中症による死亡者数

2023年7月17日ヨーロッパ
　多数箇所で　４５℃、４３℃

2023年8月16日アメリカ合衆国　デスバレー
　54.4℃　　公式の世界最高気温か。

2023年6－8月 世界の平均気温　観測史上最高
2023年7月 世界の平均気温　観測史上最高
2023年8月 世界の平均気温　観測史上２位
2023年8月 世界の平均海水温　観測史上最高

グテーレス国連事務総長　地球沸騰化の時代（7月）
気候崩壊が始まった。「私たちの気候は、地球のあらゆる場所で起きている異常気象に私たちが対応できる速度を超えて、崩壊しつつある。」2023年9月6日

1年の3分の1

世界の平均気温が工業化以前に比べ、
2023年に1.5°C以上高くなった日数

2023年9月 世界の平均気温　工業化前から1.72°C高

すでに地上気温の上昇も危険な域に達しつつある

２０２３年６月７日
ニューヨーク市
カナダの山火事で大気汚染

ポール・クルーグマン
「これが世界の終わり方なのだ。」

山火事

カナダ

イエローナイフ・ノースウエスト準州　北緯６２度　カムチャッカ半島北端
　２万人避難命令（8月16日）

ブリティッシュコロンビア州
　約３万５０００人に避難命令（同）

スペイン領カナリア諸島

　１万２０００人以上が避難

ハワイ・マウイ島

　１０６名死亡

日本

令和５年春（３～５月）「北・東日本では１９４６年の統計開始以降、春として１位の高温」

令和５年夏（６～８月）日本全体で、1898年の統計開始以降で最も高くなった。平均気温偏差は＋1.76℃

熱中症警戒アラート　1232回（令和5年）

613回（R3）

889回（R4）

多くの救急搬送・熱中症死

２０２３年７月から８月に発生した記録的な高温イベント・アトリビューション

黒破線　実測値

赤実線　２０２３年の気候条件
　発生確率1.65％　60年に一度

青実線　温暖化がなかったと
仮定した場合の気候条件
　発生確率０％　起こらない

薄赤色の山型　１９９１年から
２０２０年の３０年間の
気象条件を利用　発生確率０.９％

高温イベントの発生頻度

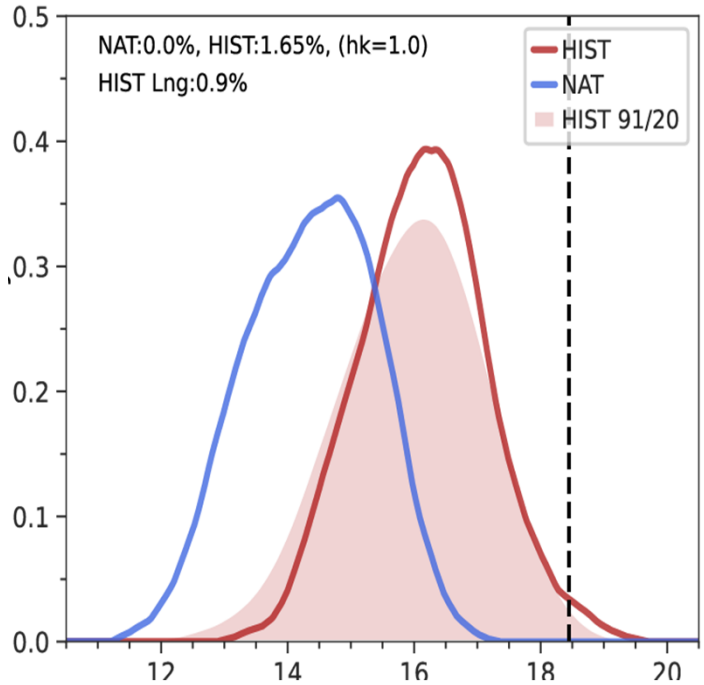

日本近海の海面の水温上昇

２０２３年８月１０日
相当広範な日本海沿岸部が
海面水温が３０°C以上
（ピンク・太線の内側）
海面水温が３０°C以上
→　海藻類はほぼ枯れ
　　磯焼け
2013年の例と比較しても
広範で、高い水温上昇

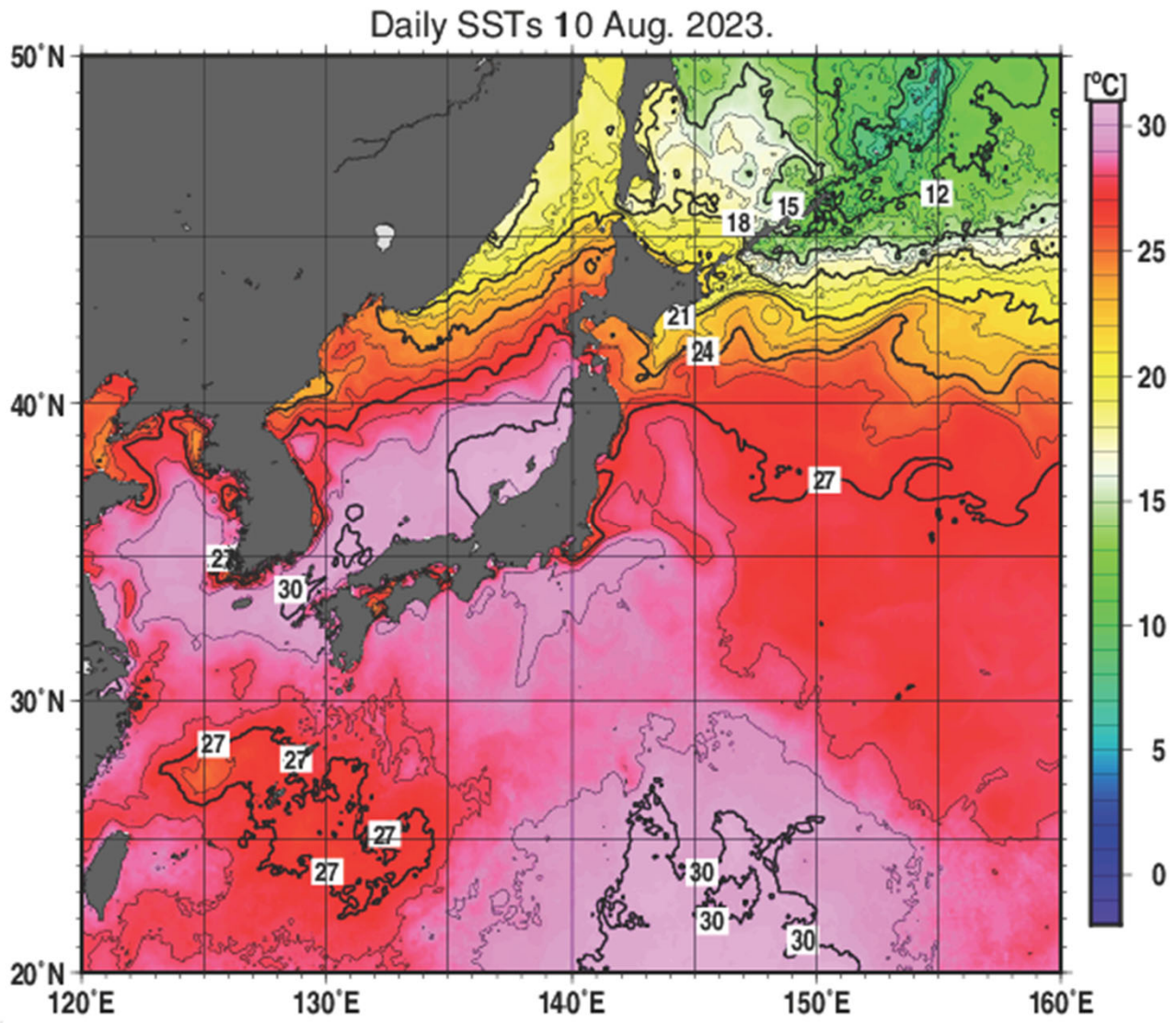

異常気象の頻発・激甚化

海水温上昇　→ 大気中の水蒸気量増加　→ 豪雨災害

１時間降水量８０mm以上、３時間降水量１５０mm以上、日降水量３００mm以上など強度の強い雨の頻度は、１９８０年頃と比較して、既におおむね２倍程度増加

令和５年度　３月ー８月　線状降水帯が１８回発生

　令和５年６月２８日から同年７月１６日にかけての大雨

台風２号（６月）、台風６号・台風７号 （８月）

リビアでの水害
２０２３年９月１０日・１１日
　２万人が死亡した可能性

北東部都市アル・バイダでは　24時間雨量が414.1mm
（史上最高・年降水量の倍）

デルナを、ダムの決壊による
洪水が襲った。

パキスタン　2022年　６月から８月まで
国土の３分の１が水没（日本の本州を上回る）

３３００万人避難
１７００人以上死亡

雨が止んだ後も溜まった水は引かず

マラリア感染　30万人以上
下痢の症状　　70万人
病気死亡者　　345人

国連の担当者「死と破壊の第２波が来ている。」22年10月

ユニセフ　２０２３年３月時点
１５０万人以上の子どもが重度栄養不良
健全な水へのアクセスができない人　１０００万人

→　地球の沸騰化・気候崩壊は、
多くの人々の命を奪い、
生活を破壊し、
人々を追い詰めている。

神奈川県が作成した適応対策に係る資料　2022年
（甲361号証）

気温は対策をとらないと４℃上昇し、種子島と同じくらいに
猛暑日が４０日増加し、熱中症のリスクが高まる。
滝のように降る雨の発生が２倍になる。
洪水や土石災害、農業・漁業などで特に重大な影響

→　控訴人らの命・健康・財産生業への重大な危機が迫る。
→　原告適格が肯定されてしかるべき。

原告適格その１

（原判決）発電所アセス省令は、

- 「環境への負荷の量の程度を把握する手法」（６条６号、２２条１項６号）を、
- 「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握する手法」（６条１号、２２条１項１号）と区別して規定し、
- 基本的事項告示及び発電所アセス省令においては、有害物質による大気汚染と温室効果ガスについては評価方法が異なっていることを強調し、
- そこから、温室効果ガスについては、「一般的公益に吸収されない個々人の個別的利益として法的に保護されていると解することはできない」とした。

「人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響」と
「環境への負荷の量の程度」　は異なるのか。

「環境への負荷」の定義（環境基本法２条１項）
「人の活動により環境に加えられる影響であって、
　環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの　をいう」

環境への負荷の量の程度　の把握　とは
環境の保全上の支障の原因となるおそれのある、
人の活動により環境に加えられる影響の量の把握

人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響　の把握
と本質的に差異はない。

環境への負荷の量の程度　の把握　によるもの　としては、他に
「廃棄物等（廃棄物及び副産物―残土など）」（４号）
「一般環境中の放射性物質」（５号）　がある。

「廃棄物や残土」、「一般環境中の放射性物質」についても
具体的な悪影響を及ぼすような場合には、
１号の評価項目と同様の方法で、
すなわち、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響を把握する」というように、調査、予測及び評価が行われている。
　両者が本質的には異ならないこと、
　実際の環境影響を調査予測評価するアセス制度の趣旨、
　ベスト追求をするというアセス制度の趣旨　から、
当然のことである。

本件発電所から排出されるCO2と原告・控訴人らの被害

（原判決）「本件新設発電所が稼働した際に排出される二酸化炭素が地球温暖化の進行に寄与するとしても、原告らの主張するような豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が、発電所の周辺地域に居住する者等の特定の者との関係で特に増大するものとは認められない。」

→　本件発電所からのCO2で被害が増大しないのか。
　　特定の者の被害を増大させないのか。

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること　その１

有害物質による大気汚染・水質汚濁、温排水被害、騒音・振動等
→　発生点が一番大きく（濃度が高く）、そこから離れていくにしたがって、希釈・拡散していく。全地球規模での濃度は影響を無視できるほどに希薄に、環境影響は無視できるレベル・

その意味で、一定の距離の範囲の者に原告適格　合理性あり。

温室効果ガスによる地球温暖化

→　**すでに温室効果ガスの濃度が高くなっている現状**

→　**排出は、直ちに、温室効果ガスの濃度を上昇させ、地球温暖化の状況を悪化させる。**

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること　その２

ＩＰＣＣ・ＡＲ６ＷＧ１（甲３１３）は、D.1.1において、
「**累積人為起源 CO2排出量とそれらが引き起こす地球温暖化との間にほぼ線形の関係がある**」（確信度が高い）

ＩＰＣＣ・ＡＲ６ ＷＧ１は、図ＳＰＭ１０（右図）において、「**Every tonne of CO_2 emissions adds to global warming　今後のいかなるＣＯ２排出も、温暖化に寄与する。」との表題**をつけた。

CO_2排出が1トン増えるたびに地球温暖化が進行する

累積CO_2排出量（$GtCO_2$）の関数としての1850～1900年以降の世界平均気温の

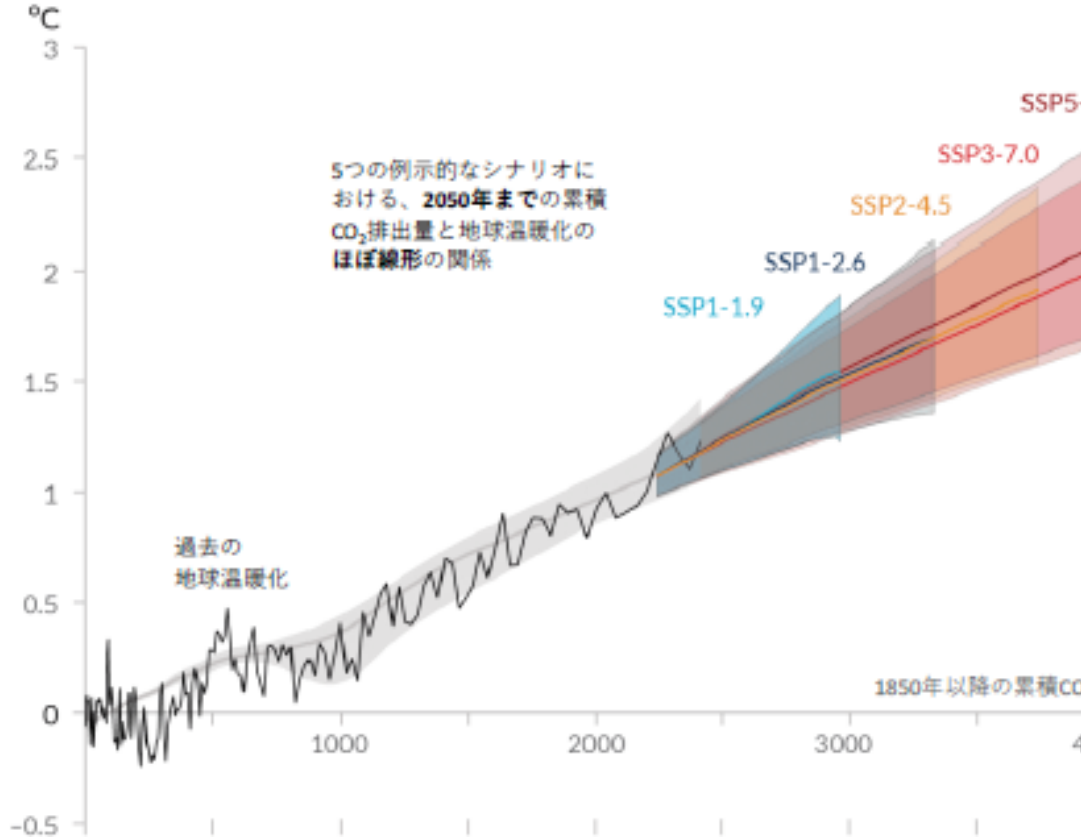

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること　その３

本件発電所による
CO2の排出

→

平均気温の
上昇

→

被害リスクの増加
（頻度と程度）

ＩＰＣＣ第５次評価報告書第１作業部会報告・政策決定者向け要約（甲３６５）２８頁・訳注Ｍ「**人為起源の二酸化炭素については、一旦排出されると非常に長い期間にわたって大気・海洋・生態系を循環しつつ、炭素の総量はほとんど減少せず、一定部分が大気中に残り、放射強制力が持続する。**」

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること　その４

ＩＰＣＣ第５次評価報告書第１作業部会報告・政策決定者向け要約（甲３６５）２６頁「二酸化炭素の排出に起因する人為的な気候変動の大部分は、大気中から二酸化炭素の正味での除去を大規模に継続して行う場合を除いて、数百年から千年規模の時間スケールで不可逆。人為的な二酸化炭素の正味の排出が完全に停止した後も、数世紀も、地上気温は高いレベルでほぼ一定のままとどまる」
＝環境影響は、不可逆的かつ永続的

同２６頁「海洋の温暖化は何世紀にわたって続」き、「氷床、海洋の温度及び関連する海面水位上昇は、世界地上気温が安定した後、数百年から数千年にわたり継続する変化をもたらす」ＩＰＣＣ第５次評価報告書統合報告書・政策決定者向け要約（甲１１）１６頁

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること　その５

本件発電所による排出量は莫大で、無視することができないほど小さなものではない。
１年当たり７２６万トン
１日だけで約２万トン　日比谷公園から警視庁までの幅で、内堀通りから、財務省、農林水産省のあたりまで（高さ６０ｍ）が、１日で覆い尽くされる。そこにいる人はすべて窒息死。CO２は有害。

その年間排出量は、世界各国の７６番目から７８番目に相当するもので、ラトビア、キプロス、北マケドニアなどとほぼ同じ。１００以上の国がそれより少ない量の排出のみ。

世界的にも、これだけ出す施設は、**1000以下**

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等の被害が増大すること　その６

今世紀半ばまでに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする場合、
今後３０年間に全世界で排出されるCO2の総量の２２５０分の１

カーボン・バジェットという観点から見た場合、
気温上昇幅を１．５℃内にとどめるためには、
日本の今後のCO2排出総量は約６７億トン
本件発電所による排出は３０年間で約２億２０００万トン
本件発電所だけで、３.３％

排出量が残余カーボンバジェットを超過した場合、１．５℃を超えてさらに温暖化が進行　→　気候変動による被害が極めて深刻に
→　取り返しのつかない事態となることが科学的に予見されている。

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等について、特定の者の被害が増大すること　その１

温室効果ガスの排出による気候変動の進行がもたらす被害は、地球規模で生じ、世界中のあらゆる場所において発生する。しかし、そのことは**すべての人が同じ危害にさらされている、ということを意味しない。**
気候変動（温暖化）による甚大な災害・被害は、多くの場合、**特定の立場に置かれたものに集中**する。

土砂崩れの危険地域内に居住・勤務する者
（河川氾濫）**河川や海岸付近に居住・勤務**する者
熱中症を発症する危害の高い**高齢者**
海中環境の激変で重要な生業手段を奪われるのは**漁業関係者**

豪雨による土砂災害等、海水温の上昇による漁獲量の減少、熱中症の発症等について、特定の者の被害が増大すること　その２

小田急高架最高裁大法廷判決も、
「著しい被害」を受けるおそれの高い者について、
原告適格を肯定

小田急高架の事案は、騒音被害
騒音被害は、発生点から次第に減衰していくという被害特質を有する。そこで、距離で特定するのが適切

地球温暖化の場合
「著しい被害」を受けるおそれの高い者は、類型的に特定可能

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を　その１

環境アセスメントという制度が設けられたのは、今日、基準が設定されている項目の基準を満たす（基準クリア）だけでは、 環境の保全上の支障を防止することができない状況にある。
→

- 可能な限り環境負荷を低減し、最善の措置をとることができるようにする（**ベスト追求型**）
- **現実にどのような影響が発生するか**をあらかじめ**調査・予測・評価**し、環境影響の低減を目指す。
- **実効的な参加による環境保全の実現**
- **手続的統制を通じた適正な環境配慮の実現**

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を　その２

二酸化炭素排出による地球温暖化による気候変動は、人の生命や健康、財産や農林水産資源を含む生活環境に重大な被害を与えつつあり、さらに、気温上昇が1.5°Cを超えた場合に、生命健康や生活環境への被害はより重大なものとなる。

→　日本法上、このように、人の生命や健康、財産や農林水産資源を含む生活環境に重大な危害を加えるおそれがある場合、事業者が負う注意義務は？

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を　その３

新潟水俣病訴訟判決（新潟地判昭和46年9月29日・判時642号96頁）

「**人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある**」**事業を営む場合の事業者**は、「**最高の技術を用いて調査し、これが結果に基づいて、生物、人体に危害を加えることのないよう万全の措置をとるべき**」

「右結果回避のための具体的方法は、その有害物質の性質、排出程度等から予測される実害との関連で相対的に決められるべきであるが、**最高技術の設備をもつてしてもなお人の生命、身体に危害が及ぶおそれがあるような場合には、企業の操業短縮はもちろん操業停止までが要請されることもある**」

環境アセスメントとは何かを踏まえた判断を　その４

同判決は「人の生命健康・生活環境に重大な危害を加えるおそれがある」事業を営む事業者の注意義務についての指導的法理

この法理は、調査義務も含む。

環境影響評価法及び電気事業法４６条の２から２３までの規定は、そうした調査義務の内容を具体化し、行政法上の義務としても規定したものであるが、これは同時に、民法上の注意義務の内容を具体化するものでもある。日本法上は、環境アセスメントを実施する責任は、事業者が負っている。

この調査義務を履行したかどうかは、裁判所の判断事項
行政の判断を尊重すべき場面はない＝行政の裁量に委ねられない。

本件違法性は明らか　そもそも検討をしていない。その１

適切な複数案の設定・検討が**環境アセスメントの核心**（同じ目的を達成できるが、当該事業とは異なると評価できる内容を持った事業を、発案し、検討するということ）

→　**CO2排出量・温排水の排出量が半分以下または０、**
　　硫黄酸化物とばいじんの排出はほぼゼロ・ＰＭ２.５ほぼゼロ
　　窒素酸化物の排出もほぼ半減・光化学オキシダントも大幅減の発電方法があるのに、その複数案検討をしていない。

本件新設発電所から排出される二酸化炭素による地球温暖化の影響を計画段階配慮事項に選定していない。

発電所アセス省令２８条１項が義務付けている、環境保全措置に関する検討がまったくおこなわれていない。

本件違法性は明らか　そもそも検討をしていない　その２

簡略化の結果、大気汚染に関し、学校・病院などの現地調査、バックグラウンド濃度調査がされていない。

簡略化の結果、「漁業権の行使の状況、漁業操業範囲、遊魚等の実態」についての調査、漁業という観点からみた、主要な魚等の遊泳動物生息場又は漁場が改変される内容及び程度についての調査・予測、主要な漁業対象魚種の調査がされていない。

解体工事による石綿の飛散による周辺地域の汚染の可能性についての調査もされていない。

ＰＭ２.５、光化学オキシダントについての調査・予測がされていない。

被告（被控訴人）国は何を主張しているのか。

１　電気事業法４６条の１７第２項に基づく確定通知は処分性を有するとした原判決の判示は誤りである。→ 理由の記載すらなし。

２　「本件新設発電所の周囲２０km の範囲内の地域に居住する者は、本件新設発電所の稼働に伴う大気汚染によって健康に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると認めるのが相当であるから、本件通知の取消しを求める原告適格を有するものと認められる」（原判決１２３ページ）とした原判決の判示は誤りである。→ 理由の記載すらなし。

３　「環境への負荷」（人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの）と「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぼす影響」とは、全く異なる概念　→ 発電所アセス省令6条6号及び22条1項6号の「温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度」に、「人の健康、生活環境及び自然環境に及ぽす影響」が含まれない。

４　二酸化炭素等の温室効果ガスについては、（中略）特定の人ないし地域に対する直接の影響ではなく、「環境への負荷」の「量の程度」の把握を求めるにとどまる　→　周辺の住民等が、当該事業から排出される二酸化炭素による温暖化の進行に伴う事象によつて生命、健康等に被害を受けないという利益は、一般的公益として保護されるにとどまる。

5　「行政法規が環境保護等を目的とする規制を定めている場合（中略）当該規制によってもたらされる利益を特定の範囲の個人がほかから区別される程度に享受し、かつ、その受ける利益に具体性が認められるときは、当該規制は、特定の範囲の個人の個別具体的利益の保護をもその目的とすると解される」
→ 控訴人らも、「温室効果ガスの排出による気候変動の進行がもたらす被害は、地球規模で生じ、世界のあらゆる場所において発生する。」としている通り、特定の範囲の個人が区別されない。

６　燃料種等に係る複数案の検討は不要
①　基本的事項告示及び発電所アセス省令３条１項が明示的に「燃料種」についての複数案検討を示していない。
②　どのような項目について複数案検討をすべきかは、処分庁に裁量があり、その裁量の範囲内である。

７　最新鋭のUSE の採択が予定されており影響の重大性がないため、発電所アセス省令に基づき二酸化炭素を計画段階配慮事項に選定しなかったことに違法性はない。

８　技術検討委員会の報告書（乙４０）の記載は温室効果ガスを計画段階配慮事項として選定すべきことを求めるものではない。

９　神奈川県知事の意見は計画段階配慮事項の選定について拘束力を有するものではなく、計画段階配慮事項として二酸化炭素を選定すべき根拠とはならない。

１０　環境省の担当者が温室効果ガスを計画段階配慮事項に加えるべき旨の意見を述べていたことは計画段階配慮事項として二酸化炭素を選定すべき根拠とはならない。